

令和6年度砂利採取業務主任者試験実施要領

1. 試験の日時 令和6年11月8日(金) 午前10時から正午まで
2. 試験実施場所 和歌山県田辺市新庄町3353番地の9
和歌山県立 情報交流センターBig・U 研修室2
3. 試験科目 筆記試験
 - ① 砂利の採取に関する法令
 - ② 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む)
※出題数は、法令問題10問(全問必須問題)、技術問題は15問(7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題)とする。
4. 受験手続
 - ① 提出書類等
 - ア) 受験願書 1通
 - イ) 写真 1枚
縦6センチメートル、横4センチメートルとし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。
なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。
 - ウ) 受験手数料 和歌山県証紙7,600円
消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。
 - エ) 受験票送付用封筒 1通
受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。
なお、受験票送付用の切手の貼付は不要とする。
 - ② 提出先
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目一番地
和歌山県 県土整備部 河川下水道局 河川課 砂利採取業務主任者試験係
電話番号 073-441-3132
 - ③ 受験願書等の提出期間
 - ア) 持参の場合
令和6年10月1日(火)から同月15日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日(以下「祝日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までの間。

イ) 郵送の場合

令和6年10月1日(火)から同月15日(火)までの間のいずれかの日の消印があるものを受け付ける。

④ 受験票の交付

受験願書を受理した場合は、提出期間終了後に受験票を交付する。

なお、受験票が11月1日(金)までに到着しないときは、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課まで連絡すること。

5. 合格者の発表等

① 合格発表日

令和6年11月29日(金)

② 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課ホームページ(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.html>)にて公開する。また、受験者に対し郵送により可否を通知する。

6. 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができる。

情報提供を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課に申し出ること。

申出の期間は、令和6年11月29日(金)から同年12月27日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時45分までとする。

7. その他

① 受験願書は、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課及び各振興局建設部において、令和6年8月30日(金)から同年10月15日(火)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に配布する。

また、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課ホームページからもダウンロード可能とする。

② 受験者は、試験開始30分前から入室できるものとし、10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。

試験途中の退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、

退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。

- ③ 試験問題は、試験開始から 40 分を経過した後に、受験者本人に限り持ち帰りを認める。
- ④ 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途知事が指定する日に試験を実施する。
- ⑤ その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課まで行うこと。